笠間市へ「ふるさと納税」を

2023 年 9 月 1 日から
本所税務課、または
各支所地域課で受付開始！

「ふるさと納税」とは？

生まれ故郷や応援したい自治体に「寄附」ができる仕組みです。
自治体にふるさと納税をした場合、寄附額から 2,000 円を除いた金額が、所得税や個人住民税の控除対象となります（一定の上限あり）。

市の収入増につながり市政運営にも大きな効果があります。
市民の皆さんのご支援をよろしくお願いします！

笠間市民も笠間市にふるさと納税できるの？

できます。笠間市民の方が笠間市に対して
ふるさと納税を行う場合も、税控除を受けられます。
ただし、制度上、返礼品をお贈りすることはできません。

市へのふるさと納税の手続きは簡単にできます

- ●市役所窓口にて
  本所税務課、または、各支所地域課で受付
- ●インターネットから
  ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」で申込み

※詳細は裏面をご覧ください。

（問合せ先）
・笠間市へのふるさと納税 → 担当：税務課
・ふるさと納税全般 → 担当：企業誘致・移住推進課
いずれも【代表番号 0296-77-1101】
（岩間地区 0299-37-6611）

ふるさと笠間の未来へ投資を！

▶▶ ふるさと納税の寄附金控除が受けられる人は？

寄附金控除の条件を満たす方（所得税や住民税（所得割）を納めている方）が対象です。
給与収入が 100 万円以下の方など個人住民税の所得割が非課税の場合は、寄附金控除を受けることができません。

▶▶ 自分はいくらまでふるさと納税できるの？

ふるさと納税額（寄附金額）限度はありません。
ただし、寄附金控除を受けるにあたり、自己負担 2,000 円でふるさと納税できる上限額（控除限度額）は収入や家族構成により異なります。ご自身の限度額を調べたい方は、「ふるさと納税ポータルサイト」等をご利用ください。

▶▶ 具体的な手続き方法は？

本所税務課・各支所地域課の窓口で受付け後、納付書またはクレジットカード等（本所税務課のみ）でお支払いください。
インターネットからは、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」でお申込みください。

税の控除は、寄附金受領証明書を添付して確定申告をしてください。

※ 確定申告は、スマートフォンでも可能な［e-Tax］が便利です。詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。
※ ワンストップ特例制度もご利用いただけます。

寄附金控除のイメージ

給与収入 300 万円で扶養親族なし、社会保険料等 45 万円としての計算例

（28,000 円以下のふるさと納税〈寄附額〉であれば、自己負担額は 2,000 円となります。）

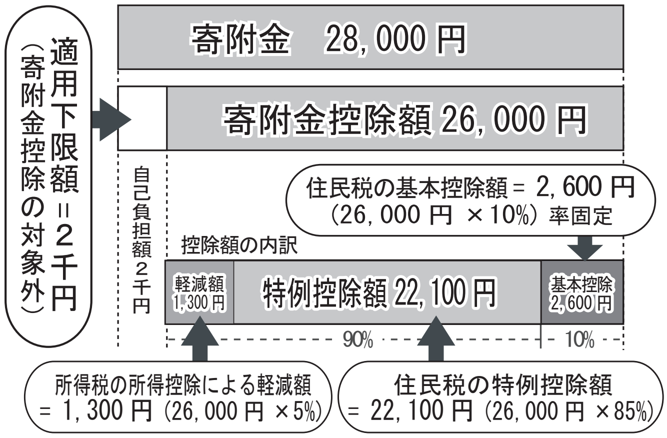

※ 所得税の控除率により住民税の特例控除率も変動します。

寄附金手続きの流れ

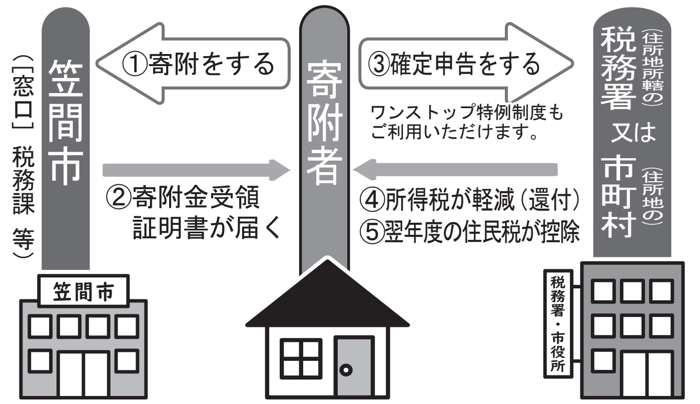

ふるさとチョイスを利用される方は

笠間市　ふるさとチョイス　検索

①検索サイトで

［笠間市　ふるさとチョイス］で検索する。

②［ふるさとチョイス］のサイトから

「地域でさがす」→「茨城県」→「笠間市」

お礼の品なしの寄附
「お礼の品」不要の寄附をする　をクリックして寄附をする